

第98回農地総会議事録

開 催 日 時	令和7年8月7日（木） 午後3時41分から		
開 催 場 所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室		
出 席 委 員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・長山 裕美・中島 義幸 大野 哲・森田 浩明・中島 正根・山本 和正・前田 眞作・久保 壽美男 川澤 一博・中村 富貴 以上14名		
欠 席 委 員	加藤 孝幸・古田 辰雄・竹内 佳代・廣瀬 良之・山脇 天臣 以上5名		
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・谷川係長・真辺主査 以上5名		
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農用地利用集積等促進計画の件 ① 所有権移転 ② 貸借権設定 議案外（報告） ① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ② 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④ 非農地証明願の件 ⑤ 農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件		
備 考〔添付書類〕	○第98回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○令和7年度 今後のスケジュール（予定）		

開 議 長	会 議 長	(森田浩明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時41分)) 只今より、第98回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は加藤委員、古田委員、竹内委員、廣瀬委員、山脇委員の5名より欠席の報告が来ております。委員総数19名中14名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長および総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は中島正根委員と大野哲委員の2名にお願いいたします。
議 真辺主査	事 議 長	只今から議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書2ページをご覧ください。 今月は全体で8件の申請が出されております。 それでは、案件についてご説明いたします。3ページをご覧ください。 案件1は中秦泉寺、畑、123㎡を新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地です。 譲受人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。 申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は経営している飲食店で果物を提供したいとの思いがあり、申請地ではミカンを栽培予定とのこと。 農機具については、大農機具は所有しておりませんが、申請地の面積が小さいため、手作業で耕作ができるとのこと。 譲受人は農業の経験はありませんが、申請地は自宅から徒歩5分と近く、自営業の傍ら農作業に従事することができるため、取得後は効率的な利用ができることと

す。

周辺農地への影響につきましては、周辺に農地はなく、近隣の住民の方に迷惑がからないよう、十分配慮するとのことです。

続きまして、案件2は高須、田、422㎡外1筆、合計642㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有または借入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は天津乙、登記地目田、現況畑、469㎡外2筆、合計776㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、申請地ではシトウを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、会社役員としての勤務の傍ら、妻や別世帯の父、叔父とともに農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本案件については、譲受人の父が佐川町に農地を所有しているため、佐川町農業委員会に対して耕作状況の照会を行いました。事前審査会の時点では照会中でしたが、その後回答があり、全て耕作されていることを確認しております。

続きまして、案件4は介良乙、田、952㎡外2筆、合計2,952㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。

本件は先月からの継続審議案件となっております。申請書別添についての説明は前回と同様であるため、省略させていただきます。

本件については、申請地にコンクリートがら等の廃棄物が残っており、農地性が充分でないこと、また、譲受人が農作業に従事することへの疑義があったことから、審

議保留となっております。

これを受けて、7月8日に譲受人に対して、申請地に残された瓦礫の撤去を行うよう依頼したところ、その日のうちに撤去され、翌7月9日に介良地区の竹内佳代委員、中島正根委員、島村智明推進委員と事務局にて現地確認を行ったところ、本日机上配布しております資料①のとおり、農地に復原されていることを確認しております。

また、農作業への従事については、7月9日に事務局から譲受人に電話連絡を行い、譲受人自身が必ず耕作を行うことを、本人の口から改めて確認しております。

続きまして、議案書4ページに跨ります案件5は、春野町弘岡上、畑、36㎡外9筆、合計1,377.86㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は同一世帯の母が所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、柿、イクリ、ビワなどの果樹や葉物野菜を栽培することです。

農機具については、トラクターなど8台の大農機具を保有しているとのこと。

譲受人は農業の経験があり、妻や母とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこと。

続きまして、案件6は春野町芳原、畑、39㎡を耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の居宅です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を栽培することです。

農機具については、耕運機など4台の大農機具を保有しているとのこと。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しており、また、別世帯の長男と次男も農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこと。

続きまして、案件7は春野町東諸木、田、664㎡外6筆、合計8,678㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は譲渡人の亡父から頼まれて従前から申請地を耕作しており、今回、譲渡人の亡父の遺言により申請地を譲り受けることとなりましたが、親戚同士であり無償で贈与してもらうのも嫌なので、売買により所有権を移転することにしたとのことです。

譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、これまでどおり水稻やハウスでメロンを栽培するとのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻や子とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地周辺は米やハウス地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻やメロンの栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書5ページをご覧ください。

案件8は春野町東諸木、畑、99㎡外1筆、合計188㎡を新規営農のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は譲渡人の亡父から頼まれて従前から申請地を耕作しており、今回、譲渡人の亡父の遺言により申請地を譲り受けることになったとのことで、申請地では、これまでどおり露地野菜を栽培するとのことです。

農機具については、小型の耕運機1台を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、同居の兄とともに農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地周辺は畑作地帯であり、取得後もこれまでどおり露地野菜を栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

以上、案件3については、佐川町に所有している農地が全て耕作されていることが確認できたことから、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

案件4については、事務局からの聞き取りに基づき、譲受人が農作業に従事すると認められれば、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

	その他の案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。 以上で、第1号議案の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。 案件が第一、第三、第四事前審査会です。 第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。
大崎委員	担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件1については、計画を妥当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件3については、佐川町の経営農地について、佐川町農業委員会から耕作及び保全管理されているとの回答があれば、許可相当と判断しました。 先ほどの事務局からの説明のとおり、全て耕作されているとのことですので、問題ないと思います。 その他の案件2と案件4については、許可相当と判断しました。
議 長	次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件5から案件8については、許可相当と判断しました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは審議に入ります。 ご意見・ご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。 続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
真辺主査	第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。 議案書7ページをご覧ください。 今月は、全体で1件の申請が出されております。

それでは、案件についてご説明します。議案書 8 ページをご覧ください。

案件 1 は春野町芳原、登記地目田、現況畑、565 m²を借受人である法人が運営する障害福祉施設の駐車場に転用するため、賃貸借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が一体利用地です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1 種、3 種いずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断しております。

それでは、内容についてご説明いたしますので、お配りしております資料②をご覧ください。

事業計画書によりますと、借受人は障害福祉サービス事業や相談支援事業といった社会福祉事業を営んでおり、申請地から 50m ほど西に位置する場所に、障害福祉施設を開所するべく準備中です。準備を進めていく中で、従業員や施設利用者の駐車場不足が問題となったため、施設の近隣に位置し利便性に富んだ申請地を選定したとのことです。

続きまして、資料 2 枚目右側の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、施設利用者及び従業員駐車場 17 台分に転用する計画です。

造成計画につきましては、最大 40cm の盛土を行う予定です。

整地計画につきましては、駐車場部分はアスファルト舗装とし、その他の部分は土のまま平らになるように整地する計画です。

進入計画につきましては、申請地南側の県道から進入する計画となっております。

排水計画につきましては、発生する排水は雨水のみであり、土の部分は自然浸透、アスファルト部分は勾配を用いて南側の土の部分へ流れるようにし、そのまま自然浸透とする計画です。

申請地周辺の状況につきましては、北側、東側、並びに西側は同意のある農地で、南側は県道を挟んで雑種地となっております。なお、南側の雑種地につきましては、借受人が約 2 年前に 5 条許可を受けて障害福祉施設の駐車場に転用したものです。

他法令の手続きにつきましては、開発許可、道路工事許可、道路占用許可、法定外公共物の占用許可、盛り土規制法の許可のいずれも必要としないため、該当なしとのことです。

資金証明書類につきましては、法人名義の通帳写しが添付されており、転用に必要な資金が賄えることを事務局にて確認しております。

また、その他添付書類として、法人の現在事項全部証明書及び定款の写しが添付されております。

土木委員の意見につきましては、特に意見はないとのことです。

議 長	以上で、第2号議案の説明を終わります。
川澤委員	第2号議案の説明が終わりました。 事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。 第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。 案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは審議に入ります。 ご意見・質問がございましたら、お願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 案件1については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することといたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。 続きまして、第3号議案、農用地利用集積等促進計画の件を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
真辺主査	第3号議案、農用地利用集積等促進計画の件。①所有権移転、議案書10ページをご覧ください。 今月は全体で2件の申請が出されております。 議案書11ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 今月は、所有権を移転する者が2人で延べ2人、所有権の移転を受ける者が2人で延べ2人となっております。 所有権移転を行う農地の筆数及び面積は、田が6筆で4,260㎡となっております。 それでは、案件についてご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。 案件1と案件2は申請地が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。 春野町弘岡下、田、917㎡外2筆、合計2,130㎡を、高知県農業公社が行う農地売買等事業により所有権を移転するという申請で、案件1は土地の所有者から公社へ、案件2は公社から最終買受人に所有権移転を行うものです。 農地売買等事業とは、農業経営基盤強化促進法第7条におきまして、農地中間管理機構の特例事業の一つとして規定されており、農業経営を縮小しようとする農家から、高知県農業公社が優良な農地を買い受けて、中間保有をした後に地域の担い手農家に売り渡すという内容の事業です。

これまでは、所有者から公社への所有権移転の計画を農地総会で妥当なものと決定した後に、公社から最終買受人への所有権移転の申請を行うというように、2回に分けて申請を行うこととなっておりましたが、今年度から一括して申請ができるようになったものです。

当該案件は、令和7年6月23日に高知市役所春野庁舎にて、高知県農業公社、農業委員会事務局、春野地域振興課、土地所有者、最終買受人の5者で協議を行い、話がまとまったものです。

最終買受人は、申請地でキュウリを栽培する予定とのことです。

なお、議案書に記載しております金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

所有権移転については以上です。

続きまして、②貸借権設定についてご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

今月は全体で12件の申請が出されております。

内訳は新規設定が4件、更新設定が8件となっております。

議案書15ページに貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が12人で延べ32人、利用権の設定を受ける者が12人で延べ32人となっております。

土地の内訳は、田が46筆で22,808.93㎡、畑が1筆で1,411㎡、合計47筆で24,219.93㎡となっております。

設定の内訳は、新規設定が13筆で7,615.43㎡、更新設定が34筆で16,604.50㎡となっております。

期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、開始日は全て令和7年9月1日となっております。

それでは新規設定の案件のみご説明いたします。議案書21ページをご覧ください。

案件9は春野町甲殿、田、842㎡外3筆、合計3,420.43㎡に3年間、使用貸借権を設定するものです。

申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

なお、本件は貸人と最終貸付者との間で覚書が取り交わされております。覚書の写しを机上配布しておりますので、ご確認ください。

続きまして、22ページに跨ります案件10は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、3,308㎡のうち1,411㎡に5年間、賃貸借権を設定するものです。

	申請地ではキュウリを栽培する予定とのことです。 続きまして、案件 11 は、春野町西畑と春野町森山の 2 地区に跨る案件となっております。 春野町西畑、田、591 m²外 6 筆、合計 2,150 m²に 5 年間、使用貸借権を設定するものです。 申請地では水稻を栽培する予定とのことです。 なお、本件は貸人と最終貸付者との間で覚書が取り交わされております。覚書の写しを机上配布しておりますので、ご確認ください。 続きまして、議案書 23 ページをご覧ください。 案件 12 は春野町森山、田、634 m²に 5 年間、使用貸借権を設定するものです。 申請地では水稻を栽培する予定とのことです。 以上、全ての案件について、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。 本会で計画が妥当なものと決定されますと、高知県農業公社が促進計画を策定し、高知市が計画を認可したのち、令和 7 年 9 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で、第 3 号議案の説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 事前審査会の報告をお願いいたします。 案件が第三、第四事前審査会です。 第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	賃借権設定の案件 1 から案件 6 については、計画を妥当なものと認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	所有権移転の案件 1 と案件 2 及び賃借権設定の案件 7 から案件 12 については、計画を妥当なものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは審議に移ります。 ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
大野委員	12 ページのキュウリを作る予定の方ですが、現状はハウスがあるのでしょうか。
春野地区地元委員	ありません。
大野委員	分かりました。
議 長	他にご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

委員 議長	(異議なし) そのように決定いたします。
真辺主査	議案外の報告を、事務局より一括してお願いします。 議案外の案件について、まとめてご報告いたします。 まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件について、ご報告いたします。議案書25ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は初月が1件、三里が1件、五台山が2件、三里と五台山に跨る案件が1件、介良が1件、春野が3件となっております。 届出の内容につきましては、議案書26ページから34ページをご覧ください。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件について、ご報告いたします。議案書36ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が1件、旭が1件、潮江が1件、一宮が1件となっております。 届出の内容につきましては、議案書37ページから38ページをご覧ください。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件について、ご報告いたします。議案書40ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は8件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が1件、初月が4件、中央が1件、五台山が1件、一宮が1件となっております。 届出の内容につきましては、議案書41ページから43ページをご覧ください。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、④非農地証明願の件について、ご報告いたします。 議案書45ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は7件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は旭が1件、鏡が1件、潮江が1件、久重が1件、春野が3件となっております。 証明願の内容につきましては、議案書46ページから47ページをご覧ください。 全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を行い、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により非農地証明書を交付してお

議 長 委 員 議 長	ります。 続きまして、⑤農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件について、ご報告いたします。議案書 49 ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は 1 件の農地法第 5 条許可の取下願が出されており、地区は一宮となっております。 取下願の内容につきましては、議案書 50 ページをご覧ください。 本案件は人工林への転用のため、売買により所有権を移転するという内容の申請でしたが、転用計画を中止し農地として所有権を移転することとなったため、令和 7 年 6 月 10 日付けで取下願が提出され、6 月 16 日付けで高知県が受理しております。 なお、対象地については、前回の農地総会にて 3 条許可済みとなっております。 以上で、議案外報告を終わります。 議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
事 務 局 連 絡 議 長 上田次長 議 長 大野委員 上田次長 議 長 委 員 議 長	事務局からの連絡がありましたら、お願いします。 (「令和 7 年度今後のスケジュール (予定)」について、資料に基づき説明) 事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 第 2 回農業振興施策検討委員会が 8 月 13 日もしくは 14 日となっておりますが、まだ決定しておりませんか。 8 月 13 日に決定しておりますが、修正ばかりです。どうも申し訳ございませんでした。 事務局の報告の件で、他にご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。
そ の 他 議 長 委 員 議 長	その他の件で、何かご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次 回 農 地 総 会 議 長	次回の農地総会は令和 7 年 9 月 8 日 (月) を予定しております。

閉 議 長	会 長	(議長 森田浩明 挨拶して閉会を宣す。(午後4時22分閉会)) 以上で、第98回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。
-------------	--------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 7 年 11 月 20 日

議 長 森田浩明

議事録署名委員 中島正根

議事録署名委員 大野 哲

議事録作成者 近森 象太